

市・県民税申告相談受付日程・会場

休日の申告相談は、3月13日(日)にやつしろハーモニーホールで行います。
混雑を避けるため、できるだけ指定日の来場にご協力ください。
指定日に都合がつかない人は、他の指定日にその会場への来場も可能です。

校区	町内・行政区など	指定日	時間帯	会場
泉町	板木・保口・椎原・朴の木・小原・久連子	2/9(火)	午後	振興センター 五家荘
	上縦木・下縦木・西の岩・黒原・葉木	2/10(水)	午前	
	柿迫地区	2/9(火)	午前	泉支所 2階会議室
	栗木地区		午後	
	下岳地区	2/10(水)	午前	
本屋敷～土生井櫃～矢山	午後			
二見	下大野町・野田崎町	2/11(木)	午前	二見公民館 講堂
	洲口町・本町・赤松町		午後	
日奈久	新開町・大坪町・新田町・山下町・竹之内町・浜町・東町・中町	2/12(金)	午前	南部市民センター 1階会議室
	上西町・中西町・下西町・馬越町・栄町・平成町・塩北町・塩南町		午後	
東陽町	河 俣	2/15(月)	午前	東陽定住センター 大研修室
	南		午後	
	小 浦	2/16(火)	午前	
北	午後			
鏡町	駅前・下有佐・有佐・中島・下村	2/17(水)	午前	鏡支所 3階大会議室
	内田・宝出		午後	
	鏡村・津口・芝口・野崎	2/18(木)	午前	
	上鏡・鏡町		午後	
千丁町	外出・北出・大遷・貝洲	2/19(金)	午前	千丁支所 2階大会議室
	砥原・塩浜・北新地		午後	
	上土・上外牟田・下外牟田・北村・太牟田塘	2/22(月)	午前	
	西牟田上・西牟田下・二の丸・八代新地・川開		午後	
	北吉王丸・南吉王丸・新牟田一・新牟田二	2/23(火)	午前	
新牟田三・東牟田	午後			

校区	町内・行政区など	指定日	時間帯	会場
坂本町	西部・深水・中谷	2/24(水)	午前	坂本公民館 1階大ホール
	百済来下・百済来上		午後	
	鎌瀬・中津道・市ノ保・川嶽・鶴喰・田上	2/25(木)	午前	
代陽	八代・龍峯	2/26(金) 29(月)	終日	
	植柳・麦島・宮地(宮地東を含む)	3/ 1(火) 2(水)	終日	
高田	金剛	3/ 3(木) 4(金)	終日	やつしろ ハーモニーホール 1階多目的ホール
	太田郷	3/ 7(月) 8(火)	終日	
松高	郡築・昭和	3/ 9(水) 10(木)	終日	
	八千把	3/11(金) 14(月)	終日	
全市内	上記の指定日に申告できなかった人	3/13(日) 15(火)	終日	やつしろ ハーモニーホール 1階多目的ホール

確定申告相談のお知らせ

八代税務署では、平成27年分所得税および復興特別所得税、消費税および地方消費税の申告会場を開設します。

開設日 2月16日(火)～3月15日(火)
受付時間 午前9時～午後4時(土日を除く)
場所 八代税務署3階(花園町16-2)
問合せ 八代税務署個人課税第1部門
☎32-3141(代表)

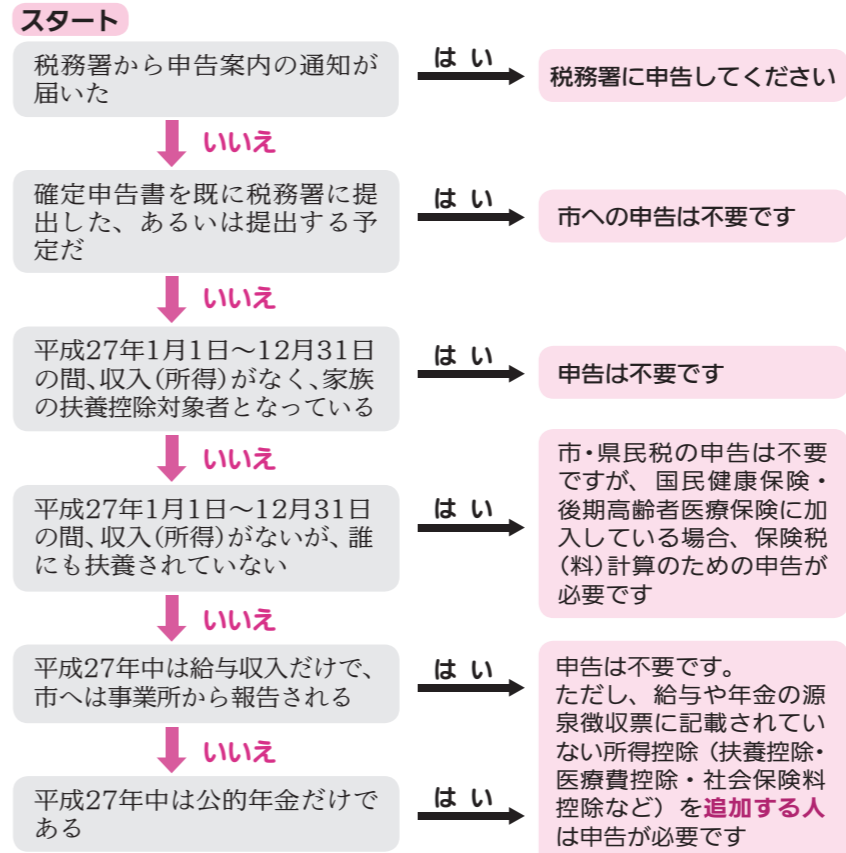
※消費税および地方消費税の申告は3月31日(木)までです

受付時間 午前9時～正午
午後1時～4時
※正午～午後1時は受付できません。



まずはチェック あなたは市・県民税の申告が必要？

※遺族年金・障害者年金は非課税のため収入(所得)に含める必要はありません



- ### 市・県民税の申告が必要です
- ◆税務署で「確定申告は不要」と言われた人でも、市・県民税の申告が必要な場合があります。
 - ◆上記の「申告不要」に該当する人でも次の①～⑤のサービスを利用・申請する場合には、市・県民税の申告が必要な場合があります。
 - ①国民健康保険加入者(算定資料・軽減措置の判定・高額療養費支給申請のため)
 - ②介護保険加入者(算定資料のため)
 - ③所得証明が必要な人
 - ④市営住宅を利用する人
 - ⑤その他、福祉関係のサービスを利用する人など
 - ◆申告書用紙が必要な人は、本庁・各支所に「書き方」と一緒に用意しています。また、記入した申告書は郵送での提出もできます。
 - ◆市・県民税の申告用紙は、市ホームページからも取得できます。
<http://www.city.yatsushiro.kumamoto.jp/>
 市民向け情報 市税 → 市・県民税 → 市・県民税について

申告制度は、納税者自らが前年中の収入・経費を計算し、その金額を基に所得税や市・県民税・国民健康保険税・介護保険料などを応分に負担するための重要な仕組みです。申告が必要な人は次ページの日程を確認し、各申告相談会場へお越しください。

平成28年度(平成27年分) 市民税・県民税の申告相談

開催期間
2月9日(火)～3月15日(火)

問合せ
市民税課 ☎33-4107

2/26(金)～3/15(火)〈土・日を除く〉は
ハーモニーホール申告会場
特設電話
☎35-5566・35-5578

確定申告にご利用ください 国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」

電子証明書やICカードリーダーライターを持っていない人も、インターネットへ接続したパソコンがあれば、画面案内に従い入力すると申告書などを作成できます。作成した申請書などは印刷して郵送などで税務署に提出できます。

また、給与所得者や公的年金所得者向けに、初めての人でも操作がしやすい申告書作成画面が新設されましたので、ご利用ください。

国税庁 URL <https://www.nta.go.jp>

各種検索エンジンで **作成コーナー** 検索



ホームページ上の青いこのバナーが目印

※ブラウザのバージョンなどに制限があります。

e-Tax・作成コーナーヘルプデスク ☎0570-01-5901

- 印鑑
- 所得(収入)に関するもの
- 給与や公的年金の申告
- 源泉徴収票
- 営業・農業・不動産の申告
- 収入内訳書(売上伝票・仕切書や帳簿など、収入金額の詳細や各種経費の領収書、27年中に購入した減価償却資産の領収書、土地改良費、農業共済掛金の領収書など経費が証明できるもの)
- ※事前に記入し、申告会場へお持ちください。
- 一時所得
- 一時所得や保険満期一時金などの証明書
- 配当所得
- 金融機関発行の源泉徴収票や支払明細など
- その他
- 個人年金・講師料・謝金などの各種報酬の支払明細
- 控除に関するもの
- 社会保険料(国民健康保険税・国民年金掛金・介護保険料など)・生命保険・損害保険などの支払証明書
- 医療費などの領収書